新潟県条例第86号

新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　正　後

別表（第２条関係）

行政財産使用料の基準

区分	使用の種類			単位	使用料（単位　円）					
土地	（略）									
	電気通信施設その他これに類するもの以外のもの	（略）								
		水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	（略）	新潟市部	79	新潟市以外の市部	37	町村部	28
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			100		49		38
			外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			210		97		75
			外径が0.4メートル以上１メートル未満のもの			520		240		190

改　正　前

別表（第２条関係）

行政財産使用料の基準

区分	使用の種類			単位	使用料（単位　円）					
土地	（略）									
	電気通信施設その他これに類するもの以外のもの	（略）								
		水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	（略）	新潟市部	92	新潟市以外の市部	45	町村部	37
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			120		60		49
			外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			250		120		98
			外径が0.4メートル以上１メートル未満のもの			620		300		250

			外径が１メートル以上のもの			1,000		490		380
		（略）								
		その他のもの（使用面積が５平方メートル未満のものに限る。）	（略）	新潟市部	1,700	新潟市以外の市部	810	町村部	630
（略）										

備考　（略）

			外径が１メートル以上のもの			1,200		600		490
		（略）								
		その他のもの（使用面積が５平方メートル未満のものに限る。）	（略）	新潟市部	2,100	新潟市以外の市部	1,000	町村部	820
（略）										

備考　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。